

根本的解決は今後の課題として残された

## カラ出張の峰高し



カラ出張分析作業



北海道・東北市民オンブズマンネットワーク新年会 ('96.1.20)



仙台市民オンブズマン  
カラ出張分析チーム  
弁護士  
**土井 浩之**

1. 去る6月12日、知事はカラ出張を認定した宮城県監査委員の監査結果を受けて、県庁全体の「旅費調査の概要」、「旅費支出事務の改善策」、「石巻土木事務所の旅費支出に係る住民監査請求の監査結果に対する措置通知の概要について」等を発表しました。

その中でも、平成6年度と平成7年度の旅費支出のうち5億8,100万円は不適正な支出であったと認めています。石巻土木事務所の問題に関しては、具体的な出張に関係なく毎月定額のヤミ手当を支給するための資金としてカラ出張で作った裏金を充てていたということが明らかにされました。

我々オンブズマンの分析では、1年間で5億円の裏金づくりがあったと見ていましたので、まだまだ明らかになっていない部分があるのではないかと考えています。我々の石巻土木事務所分析は、数百枚に及ぶ石巻土木事務所の出張関係の書類を、一枚一枚調査し、他の土木事務所（合計で3,000枚の書類）との比較を行い表にまとめあげ、石巻まで直接出向いて聞き取りを行

った上のものです。これによって確立した分析方法を用いて県内の34にも上る課の出張関係書類を一枚一枚調査をすすめました。オンブズマンやタイアップグループで手わけをしても何日もかかりました。だからその分析結果には自信があるわけです。

2. 今回の県の措置に対しては、いろいろと問題点があります。その中でも大きな問題だと思うのは、職員の意識の問題が明らかにされていないことです。

我々は6月4日に、今回の発表に向けてコメントを発表しました。その中で真の改善のため

**オンブズマン**

No. 4 / 1996年6月20日(木)

発行 仙台市民オンブズマン  
仙台市民オンブズマンタイアップグループ  
〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F  
宮城地域自治研究所内  
TEL (022)227-9900  
FAX (022)227-3267

には、職員の意識の問題が大きいのであるから、職員当事者の顔が見える調査が必要だということを強調しました。

ところが、今回の12日の調査結果においても、この点は見えてきませんでした。いろいろと分析や改善策が述べられていますが、県としては思い切った内容なのかもしれません、突っ込みが弱いために對処療法にすぎないと感想を持たざるを得ませんでした。根本的問題には触れられていないように思えるのです。

3. 例えば、今回の12日に発表されたカラ出張の行われた要因として「…交際費、慶弔費、各種負担金といった、本来社会通念上認められる経費について、適正に措置されていなかった…」からとっています。

この点では、交際費や慶弔費等で、税金による支出が「社会通念上認められる」というのはどういうものかという問題があります。民間などで、同僚の親族などの慶弔費について、会社が負担することがあるのでしょうか。

交際費や慶弔費といった抽象的な言葉で納得はできません。

それ以上に、「社会通念」という言葉こそ使いながら、結局県は、自分たちが正しい支出だ、社会通念上相当だと考えればそれが社会通念だと考えていることです。本当に社会通念上認められるかどうかは県民が判断することです。これだけ大きな問題になっている以上、県民が判断できるような生の具体的な材料を提示すべきだと思います。それもしないで、交際費や慶弔費といった抽象的な言葉で、社会通念上認められるから納得しろといっているように聞こえるのは私だけではないはずです。

4. 税金の支出は、県民の適正なコントロールが可能でなければなりません。法に基づいて支出が行われなければならないことは、公務員であればわかりきったことです。それにも関わらず、カラ出張という形で裏金を作るということは、県民の手の届かないところで税金が使われているということあります。これは、県職員が自



分たちが正しいと判断すればそれでよいという考え方であり、県民の財政に対するコントロールなどということはおよそ念頭にないということを物語っていることに他なりません。県は県民の福祉サービスを行う機関です。ところが県民から離れたところで、自分たちさえ正しいと考えれば県民が知らなくたってよいという、県民蔑視の考えを持っている人たちが、本当に県民のための行政ができるのでしょうか。はなはだ疑問です。

5. いずれにせよ、今回の要因分析、改善策は、不十分であり、まだ途中経過と受け止めざるを得ません。知事も懲戒処分を今後行うと説明しているようです。実態解明に向けた動きがこれから行われるものと期待します。

われわれ仙台市民オンブズマンも、この動きに注目していきたいと思います。しかし、住民訴訟にも期限があり、しかるべき時期に県の動きが見えない場合は、住民訴訟、脱税や背任、横領などでの告発を行っていくこととなると思います。今回、訴訟や告発に踏み切るとすれば、一切の妥協は考えられません。こちらも覚悟を決めてとりかかることになります。

いずれにせよ、根本的解決は今後に残された形となりました。

## 食糧費返還訴訟を終えて



仙台市民オンブズマン  
食糧費返還訴訟原告弁護団  
事務局長  
弁護士

内田 正之

1. 1995年6月14日に提訴した宮城県財政課のカラ飲食疑惑に関する食糧費返還訴

訟は1996年3月28日、和解成立により終了した。成立した和解内容は次のとおりである。

(1) 被告らは、第一に、平成5年度の宮城県財政課の食糧費中、懇談・飲食に関する支出につき、従来の県庁全体にわたる「悪しき慣習」に従い、施行同、請求書など所定の文書に実態と乖離した記載を行うなどの行為により、実態と異なる事務処理を行ってきたこと

第二に、第一記載の事務処理を行ってきたことにより、実際の具体的使途内容につき裏付けすることのできない懇談・飲食が多数生じ、今となっては被告らとしても、右実際の具体的使途内容の全体を明らかにすることが極めて困難な事態になっていることを認めるとともに、右第一記載の行為を行ってきたこと及び第二記載の事態が生じていることにつき、宮城県民に対しあ詫びする。

(2) 被告らは、前項の県庁全体にわたる「悪しき慣習」により発生した実際の具体的使途内容につき裏付けることのできない支出については、今後、宮城県庁全体が、一層の真相の解明に努め、何らかの形で宮城県民に対する責任を果たすことが必要であることを認識し、その際には、宮城県庁の一員あるいは一員であった者として、右責任の一端を担うことを表明する。

(3) 原告らは、本件訴えを取り下げ、被告らはこれに同意する。

(4) 訴訟費用は各自の負担とする。

上記和解は、県が1996年3月13日に発表した食糧費の支出に関する改善策を見届けた上でなされた。すなわち私たちにとって改善策の発表は和解成立の条件だったのである。改善策は多岐にわたっているが、私たちが注目したのは下記2点であった。

① 平成8年度以降の食糧費関連文書については、相手方出席者名も含めて全面的に公開する。

② 監査委員事務局の組織を強化するほか、監査委員の選任につき、議会外からの識見委員については職員OBを排し、公認会計士、税理士、弁護士といった在野人を各界の推薦を受けて行う。

上記②の後段については、私たちの知事に対する公開質問状に対する回答により明文化された。

衆知のことであるが、食糧費問題は宮城県の問題にとどまらず全国展開し、「官官接待」の言葉が昨年の流行語大賞ベスト10に選ばれた。これまで振り返って私は重大と思われる2つの点について、以下述べたい。

2. 第1点は、食糧費問題には自治体が抱える様々な問題点が殆ど網羅されていたということである。

まずは、三割自治の言葉に代表される補助金行政の問題である。国は一旦財源総額の3分の2を吸い上げて改めて交付金・補助金として3分の1を再配分している。再配分を可能にするトリックが機関委任事務であり、これにより不必要なまでの官治・集権政治が行われてきた。補助金の数パーセントが事務費として食糧費に回されてきたが、元々のパイが大きいから食糧費の額も膨大となる。全国連絡会議の推計では、都道府県の食糧費の総額は300億円を超える。

こうした食糧費を原資とする官官接待の最前線基地が各自治体の東京事務所である。かかる補助金行政の「たかる中央、へつらう地方」の構図の典型的場面が官官接待に外ならない。

次に、実態とあまりにも乖離した不正経理処理の問題である。食糧費訴訟で問題とした52件の飲食中47件について実態を伴わないことを県知事自らが認めた。こうした実態との乖離は旅費・出張旅費・需用費一般などで広く見られることが開示文書の分析の結果、明らかとなっている。

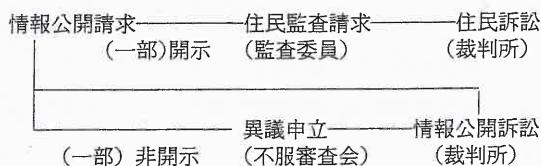
さらに、一般職員の職業倫理の低下というゆゆしき問題である。幹部も一般職員も個人責任を問われるのは心外であるという弁解を真面目に行っている。これでは県知事がいくら改革の矢を放っても、真の改善にはならない。この点は最後にもう一度述べる。

議会及び監査委員のチェック機能低下の問題も挙げられる。「監査委員は行政の防波堤」「眠る議会、死せる監査委員」の言葉通りの現実が食糧費問題でも見られた。議会は、予算を故意に無視され続けたこと及び少なからず接待の相手方となってきたことを一体どう受け止めているのだろう。

まだまだあるが、最後に情報の非開示の問題を挙げる。懇談の趣旨、利用店名、出席者名など懇談の実態を住民がチェックするのに必要な情報は、すべて非開示だった。情報公開訴訟も提起したが、判決を待つのみである。

3. 第2点は、食糧費問題はオンブズマン活動のあり方を考える上で格好の事例だったということである。

私たちの具体的行動の手段をチャート化すると次のようになる。



他に意見書・(公開)質問状の提出、議員アンケート等があるが、食糧費問題では私たちは上記の全ての手段を駆使した。

次に、目的をどこに置くかにつき、真相究明、再発防止については異論がなかったが、不正支出金の填補については個人責任追及の是非と絡んで激論になった。結局、訴訟提起に踏み切ったが、訴状の中で、個人責任、とりわけ幹部でない職員のそれを追及することは忍びないこと、ただ、提訴以外にこれ以上真実を明らかにする手段は残されていないことを明記した。かかる当初の態度決定が比較的早期の和解成立に結びついたものと思われる。

1の改善策は、知事による官官接待の原則的廃止の宣言と相まって、再発防止策としては最良のものであるだけでなく、他自治体への影響も考えたとき、極めて画期的なものである。反面、真相究明の方は残念ながら不十分なまま訴訟終了となった。トータルで考えた場合、今回の和解は間違いではなかったとは思うが、和解が訴訟の当初より既定方針であるかの感をもったきらいがあったことは、反省点ともいえる。また、多数当事者がいるだけでなく、住民を代表しての訴訟という性格上、和解交渉には一般的の訴訟にはない難しさがあることを痛感させられた。

他方、食糧費につき全国一斉に情報公開請求するという試みは、これまでの一地域での活動にはなかった広がりと厚みをもたらした。今回の一斉請求をきっかけとして、市民オンブズマンの旗揚げをしたところも少なくない。

4. 最後に、カラ出張問題が再燃している今、「私腹を肥やしたわけではないから個人責任を負ういわれはない」という食糧費・出張旅費に共通する幹部を含む職員の弁解について、一言述べる。

私腹を肥やすのは論外である。故意に不正経理を行い、且つその支出金の使途につき具体的な裏付けもできないという場合、ただそれだけで弁償の義務を負うというのが法の帰結であるだけでなく、一般社会の常識である。しかも宮城県庁では、一昨年秘書課においてカラ出張が発覚し、告発事件として捜査の対象となっていたのである。本年3月検察庁が被告発職員を起訴猶予処分にするにあたり、その後はカラ出張

を防止する改善策がなされていることを考慮したと述べているが、その後も依然としてカラ出張が行われていたわけである。これは検察庁をも欺く性懲りもない所業である。食糧費のときは、問題にされたのは初めてだからとの「初度執行猶予の理屈」がありえたかもしれないが、今回のカラ出張に弁解の余地はない。「食糧費のときも弁償はしていないのだから…」は言語

道断である。それでも何の疑いも持たずに、個人責任を負ういわれないと心底思っているという心理は、もはや一種のシステムマインドコントロールのなせる業と言うべきではないだろうか。今年6月3日、浅野知事は、使途いかんに関わらず全額返還させるの方針を発表したが、職員の意識の問題に踏み込まずに返還及び制度改革のみ実行しても真の改善にはならない。

## 青葉山、大年寺山問題について



青葉山・大年寺山訴訟弁護団長  
弁護士  
松澤陽明

1. 青葉山訴訟は平成5年に提訴して3年近くになります。この間仙台市側の担当者の証人尋問が終了し、現在鑑定業者の証人調べが続いています。

訴訟の中で次の3点が明らかになりました。

- ① 仙台市は、平成元年に平方米あたり1万円程度で売買されていた土地を3倍以上の高値で購入したこと。
- ② 仙台市が購入する場合は市の条例による開発規制がないものとして評価するため民間取引よりも高値になる仕組みがあること。つまり、仙台市の開発情報をキャッチして土地を安く買っておき、仙台市に高く引き取らせる商売がたりうること。
- ③ 高い鑑定評価の土地にあわせて価格の低いはずの土地も同価格で購入したこと。

当面の裁判予定は、7／1午後2時40分から3人目の鑑定業者の尋問です。青葉山公園事業は、当初構想の土地買収費88億円が144億円余にふくれあがるなど、計画の立案や実行がお役所的無責任で為されたよい例です。事業自体、「公園」という施設を建設するのだという旧来の箱ものの的発想でしかなかったことも指摘されており、地方自治や行政のかかえる問題が集中的に表れているといえるでしょう。

2. 大年寺山訴訟では、ご承知のとおり鑑定業者

2社が、仙台市職員の依頼で高値鑑定をしたことを反省し、鑑定料の返還請求を認めて、仙台市に約500万円余を返還しました。

このことにつき高橋亨仙台市事務管理課長は3／19付河北新報夕刊で「法的責任を感じて返還するというのであれば、500万円の返上だけで済む話ではないと思う」とコメントしています。まさしくその通りです。仙台市は①職員が鑑定業者に高値鑑定を依頼した場合、②鑑定業者の誤った鑑定を職員が信じてしまったにすぎない場合のいずれの場合にしても、仙台市自らが発生した巨額の損失について損害賠償請求をすべきなのです。しかし、仙台市はうやむやのままに誰にも責任をとらせようとしません。こんな財産管理をしていて市長をはじめとする管理職は何をしているのでしょうか。市民の損失をとりもどすよりも職員をかばうほうが大切なのでしょうか。大年寺山訴訟はまさしく市長をはじめとした市職員の体質を明らかにしたといって良いでしょう。高橋課長は自らのコメントに従い、市長に強く損害賠償請求を進言して欲しいと思います。

訴訟の予定は職員への賠償を求めた事件につき、6／25午後1時30分から大根田被告の尋問、9／10午後1時30分から売り主の一人である菅原誠証人の尋問が予定されています。どちらの証言も重要で本訴訟の一つの山場です。売主に対し売買の無効を訴えた訴訟は重要証人の佐々木元助役の健康状態が回復するまで一寸休憩というところで、次回は10／14午後1時30分です。

# 県財政課食糧費情報公開訴訟報告



県財政課食糧費情報公開  
訴訟弁護団事務局長  
弁護士

斎藤 拓生

本件訴訟は、宮城県財政課の平成5年4月から平成6年

11月までの食糧費支出に関する文書中の、懇談の相手方の氏名、懇談場所等を非公開とした知事の処分の取消しを求めた訴訟です。平成7年3月3日に提訴し、去る5月27日に結審し、来る7月29日午前10時に判決言渡しの予定です。

本件訴訟の主要な争点は、公金としての食糧費を使って実施された懇談等の出席者の氏名を非公開とすることが許されるか否かの点にあります。

一連の食糧費不正使用問題で明らかになったように、カラ飲食がいくらでもあり得ることが明白となった今日、公金による懇談等が真実行われていたか否かを監視するには、懇談等の出席者の氏名の公開が必要不可欠です。

しかも、公務員ないし公務員に準ずる者の懇談会への出席は、公務遂行の一環としてなされたもので、個人の私生活とは全く無関係な事柄ですか

ら、個人のプライバシーを問題とする余地は一切ありません。したがって、個人のプライバシー保護のために、個人識別情報の非公開を認めた情報公開条例9条2号を根拠として、懇談等の出席者の氏名を非公開とすることが許されないことは、明白です。

それにもかかわらず、被告知事は、「個人が識別されることになる以上、9条2号が適用される。」との形式論を繰り返し、訴訟の引延ばしを図るとともに、極めて不当な内容の和解を求める等、不当な応訴態度に終始ました。そのうえ、「官官接待については、中央官庁側にも重大な責任がある。地方自治体ばかりを非難するのは、間違っている。」という開き直りとも思える主張まで飛出し、我々を啞然とさせました。

県庁全体及び県職員一人一人に対して、真摯な反省を迫るとともに、食糧費不正使用の再発を防止するためには、公費支出に関するあらゆる情報を県民に対して公開し、県民の徹底的な批判を受ける以外に方法はありません。

裁判所が、食糧費不正使用根絶の決め手となる画期的判決を出すことを期待したいと思います。

# 県秘書課食糧費懇談相手名・職名を除き開示



仙台市民オンブズマン  
事務局次長

庫山 恒輔

宮城県秘書課食糧費の新開示基準による開示が6月4日に行われた。これは県情報公開審査会の答申を受けてなされたものだが、答申

とは2点でくいちがっている。1つは行幸啓に関する情報を非開示としたこと。これは答申を受け入れなかったことを意味する。もう1つは懇談会の相手方の所属の開示範囲を○○県あるいは○○

省までとし、課名等は非開示とした。これは表面的には答申を受け入れながら、個人識別可能との判断で非開示としたもので、明らかに答申を骨抜きにしたものである。第1点についても「行幸啓等を実現していく上で著しい支障が生ずるおそれ」があるとしただけで、どのような支障が生ずるのかについて何ら説明がなされていない。これらの点を裁判で争うかどうかは、オンブズマンの例会で決定されることになる。

なお、平成5年4月～平成6年10月の懇談相手は、国会議員・県会議員9件、国・県・市町村等27件、民間31件であった。

## クロップス について



仙台市民オンブズマン・  
タイアップグループ  
副会長

河 村 直 人

クロップス（正式には、仙台駅北部第一南地区第二種市街地再開発事業という）は皆様ご存じとは思いますが、X橋、第一ビル、東北線、裏五番丁とに囲まれた一角に現在建築中のビルのことです。既に2階位まで鉄骨が建っています。クロップスは、仙台市が事業主体となって建

設分譲するビルです。これまで4回の募集が行われましたが、1社も応募がなく現在に至っています。昨年末現在既に404億円が投入され、今後、約300億円が投入され、総事業費は705億円の予定です。ただしこれはビル完成（'98年3月）迄に保留床が売却できた場合です。売却できない場合は、借入金の利子がどんどん増えていき、かつ、ビルの管理費用が仙台市の負担となり、このことはよりもなおさず仙台市民の負担となるのです。我々はこれまで、仙台市に対して質問状を、仙台市議会議員にはアンケート調査を実施してきました。この度、仙台市に対して損失計算をするように申し入れました。回答期日は6月末の予定です。仙台市の都市開発事業全体の見直しを含めて今後の対応を決める重要な時期に来ております。会員の皆様の貴重な意見をお待ち申し上げます。

## 全国市民オンブズマン 連絡会議幹事会報告



仙台市民オンブズマン  
全国市民オンブズマン連絡  
会議代表幹事  
弁 護 士  
吉 岡 和 弘

1. 1995年5月25日、全国市民オンブズマン連絡会議幹事が仙台市のジャルティ仙台で開催された。当日は北海道や高知など、18地区、44名が出席し、熱い議論がたたかわされた。
2. 主たる議論としては、北海道、高知など各地の地方自治体職員らが虚偽公文書の作成・行使とそれに基づく乱脈不正経理操作による裏金づくりを行っていることにつき全国連絡会として最高検察庁に対し迅速かつ適切な捜査を開始されるよう要請書を提出してはどうかという議論

や、高知市で行われる予定の全国大会において監査委員らのカラ出張問題をどのような切り口で暴くのが効果的かという観点で各地の経験を報告しあった。仙台からは庫山事務局次長がチェックポイントを指摘する報告を行った。また、全国大会におけるゲストスピーカーを誰に依頼するか、具体的な候補者の人選につき意見を出しあった。

3. 当日は、我が仙台市民オンブズマンとタイアップグループからも多数の方々が出席し、右議論に参加して頂いたが、その後の懇親会でも各人が遠方からの出席者をもてなす役割に徹して頂き和気あいあいの雰囲気で楽しい一夜を過ごすことができた。また、今回の幹事会の議論はマスコミも大きく取扱い、全国幹事会の重要性を再確認させるものであった。なお次回の幹事会は7月6日名古屋市で開催される予定である。以上報告とします。

### 第3回市民オンブズマン全国大会

● 7月27日（土）13:00～17:00 ● 7月28日（日）9:00～12:00

高知城ホール 大会議室

高知市丸ノ内2-1-10 ☎ 0888-22-2035

# 「仙台市民オシブズマン」の活動

95. 12. 14 ~ 96. 6. 20

1995

- 12. 14 情報公開拡大・監査委員制度改革等について県へ申し入れ
  - 〃 下水道談合関係資料一部開示
  - 16 下水道住民監査請求意見陳述打合わせ
  - 18 宮城県8土木事務所旅費開示請求（平成7年2月～3月分）
  - 21 仙台市倫理法人会モーニングセミナー（オンブズマンについて）
    - 〃 下水道住民監査請求意見陳述
  - 22 仙台市長交際費（11月分）一部開示
    - 〃 仙台市ガス局食糧費（平成3年4月～7年10月）一部開示
    - 〃 クロップスについての質問状提出
    - 〃 オンブズマン12月例会・忘年会
  - 27 石巻倫理法人会モーニングセミナー（オンブズマンについて）
    - 〃 知事交際費（11月分）一部開示、宮城県・仙台市東京事務所需用費（12月分）開示請求、仙台市ガス局のLNG関係文書一部開示

1996

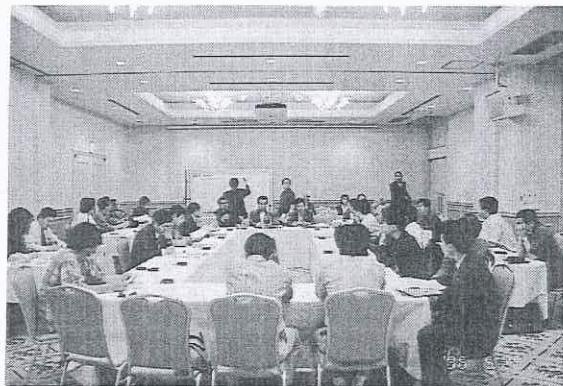
- 1. 4 カラ出張問題打合わせ
  - 9 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク発足集会打合わせ
  - 13 オンブズマン緊急例会
  - 16 東京事務所で旅費の件について調査
    - 〃 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク発足集会打合わせ
  - 17 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク発足集会についての記者会見
  - 18 県8土木事務所旅費（平成7年2～3月）一部開示、県知事・仙台市長交際費（12月分）・仙台市公園課食糧費（平成4年4月～7年12月）開示請求
  - 20 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク結成集会・新年会



- 23 大年寺山（対市・鑑定料）公判
- 24 財政課情報公開訴訟打合わせ
- 25 県・仙台市監査事務局旅費・食糧費（平成6年度）等開示請求（全国一斉）
- 26 県・仙台市東京事務所需用費（12月分）一部開示、県・仙台市東京事務所需用費（1月分）開示請求
- 27 全国市民オンブズマン連絡会議幹事会
  - 〃 長野県民オンブズマン会議発足集会

- 29 財政課（情報公開）公判、青葉山公判
- 31 仙台市長交際費（12月分）一部開示
- 2. 1 県東京事務所カラ出張疑惑記者会見
  - 2 市民オンブズマン北九州発足集会
  - 3 自治体政策倫理セミナー特別講演
  - 5 仙台市公園課食糧費（平成4年4月～7年12月）・知事交際費（12月分）一部開示、知事・仙台市長交際費（1月分）開示請求
    - 〃 下水道談合問題打合わせ
  - 8 財政課（食糧費）公判
  - 9 石巻土木事務所調査
  - 14 オンブズマン2月例会
  - 16 仙台市監査事務局旅費・食糧費（平成6年度）等一部開示、県秘書課等11課6農林事務所旅費（平成7年2～3月分）・県・仙台市監査事務局使用料（平成6年度）開示請求
  - 20 仙台市長交際費（1月分）一部開示、県監査事務局時間外命令簿（平成6年度）開示請求
  - 21 札幌弁護士会市民セミナー「情報公開を考える」
  - 23 石巻土木事務所調査
  - 26 仙台市東京事務所需用費（1月分）、知事交際費（1月分）一部開示
  - 3. 1 県東京事務所需用費（1月分）・監査事務局旅費・食糧費（平成6年度）等一部開示、知事・仙台市長交際費（2月分）・石巻土木事務所旅費・時間外勤務命令簿（平成7年2～3月）・県・仙台市東京事務所需用費（2月分）・県塙釜港湾事務所など17事務所・1センター旅費（平成7年2～3月）開示請求
    - 〃 石巻土木事務所調査
    - 2 河北労組「官報接待」問題シンポジウム
    - 7 石巻土木事務所カラ出張疑惑住民監査請求
    - 8 仙台市監査事務局使用料一部開示
    - 11 大年寺山（対壳主）公判
      - 〃 県監査事務局旅費（平成6年度残余分）・県6農林事務所旅費（平成7年2～3月）一部開示、仙台市農政課等5課旅費（平成7年1～3月）・秘書課等5課ハイタク・チケット代（平成6年度）・県秘書課など9課1事務所ハイタク・チケット代（平成6年度）・石巻土木事務所旅費（平成7年1月分）開示請求
    - 12 大年寺山（対市・鑑定料）公判
      - 〃 オンブズマン3月例会
      - 13 下水道事業団関係資料一部開示
        - 〃 県食糧費改善策発表、オンブズマン記者会見
      - 15 監査委員改善策について知事宛質問書提出
      - 18 財政課（情報公開）公判
        - 19 大年寺山鑑定料返還訴訟被告業者請求認諾につき取り下げ、オンブズマン記者会見
        - 〃 市長交際費（2月）一部開示
        - 23 全国民オンブズマン連絡会議幹事会（名古屋）
      - 25 県監査事務局の時間外勤務命令簿（平成6年度）・県秘書課等4課旅費（平成6年度）・知事交際費（2月）一部開示、県消防防災課旅費・使用料・備品購入費（平成6年度）開示請求
        - 〃 議会食糧費異議申立の件で打合せ
        - 〃 監査委員選任について知事より回答
        - 28 財政課食糧費返還訴訟和解、オンブズマン記者会見
          - 〃 情報公開審査会秘書課食糧費についての答申提

- 出、オンブズマン記者会見
- 〃 仙台市東京事務所需用費（2月分）・県企画総務課等4課・20地方事務所旅費（平成7年2～3月）一部開示
- 29 県秘書課等の裏金問題不起訴処分、オンブズマン記者会見
- 〃 仙台市農政課等5課旅費（平成7年1～3月）・県農政総務課等3課旅費（平成7年2～3月）・監査事務局使用料（平成6年度）一部開示
4. 2 県・仙台市東京事務所需用費（3月分）・知事・仙台市長交際費（3月分）・仙台市監査事務局のハイタク・チケット代（平成7年度）開示請求
- 3 財政課（情報公開）和解協議
- 〃 石巻土木事務所住民監査請求意見陳述打合せ
- 4 石巻土木事務所出張者への質問書発送
- 〃 カラ出張問題分析作業
- 8 議会食糧費異議申立の件で意見書提出
- 〃 カラ出張問題分析作業
- 9 石巻土木事務所住民監査請求意見陳述、オンブズマン記者会見
- 〃 カラ出張問題分析作業
- 11 県東京事務所需用費（3月分）・旅費（平成6年11～12月）一部開示
- 12 カラ出張問題分析作業
- 15 青葉山公判（証人尋問）
- 〃 石巻土木事務所旅費（平成7年1月）一部開示、仙台土木事務所旅費（平成7年1～3月）開示請求
- 17 オンブズマン4月例会
- 18 県消防防災課時間外勤務等命令簿（平成6年度）開示請求
- 19 仙台市ガス局総務課食糧費（平成6年11月～7年3月）開示請求
- 22 仙台市秘書課等5課ハイタク・チケット代一部開示
- 23 県秘書課等の裏金問題不起訴処分について審査申立、オンブズマン記者会見
- 24 知事交際費（3月分）・秘書課等9課1所ハイタク・チケット代一部開示
- 25 消防防災課旅費・使用料・備品購入費（平成6年度）・県監査事務局の調査依頼文（平成7年度）一部開示、企画総務課等7課時間外勤務等命令簿（平成6年度）開示請求
- 〃 財政課食糧費と解協議（打ち切り）
- 26 仙台市東京事務所需用費（3月）・市長交際費（3月）一部開示、仙台市広報課等5課ハイタク・チケット代（平成6年度）開示請求
- 27 クロップス議員アンケート集計結果についての記者会見
5. 2 石巻土木事務所住民監査請求監査結果通知（カラ認定）、オンブズマン記者会見
- 〃 知事・仙台市長交際費（4月分）開示請求
- 3 情報公開シンポ打合せ
- 7 カラ出張問題質問書作成作業
- 8 県東京事務所需用費（3月分）一部開示
- 〃 情報公開シンポ打合せ
- 9 カラ出張・裏金問題で知事へ要望書提出
- 13 仙台市ガス局総務課食糧費（平成6年11月～7年3月）一部開示
- 〃 カラ出張問題質問書作成・発送作業
- 〃 仙台市公園課（平成3年度）・財政課（平成3・4年度）食糧費開示請求
- 14 大年寺山（対市職員）公判
- 〃 カラ出張問題質問書作成・発送作業
- 16 東北弁連情報公開シンポ打合せ
- 17 東北弁連情報公開シンポ
- 18 カラ出張質問書作成・発送作業
- 20 カラ出張・裏金問題知事回答着
- 〃 仙台市長交際費（平成8年4月分）・仙台市用地調整課等4課ハイタク・チケット代一部開示
- 22 知事交際費（平成8年4月分）・県消防防災課時間外勤務等命令簿一部開示
- 〃 カラ出張質問書作成・発送作業
- 23 議会食糧費の件で意見陳述
- 24 オンブズマン5月例会
- 25 全市民オンブズマン連絡会議幹事会・懇親会
- 26 自由法曹団研究討論集会
- 27 財政課食糧費（情報公開）公判・結審
- 29 仙台市建設局管理課ハイタク・チケット代一部開示
- 30 仙台市公園課食糧費（平成3年度）・仙台土木事務所旅費（平成7年1～3月）・県企画総務課等7課時間外勤務等命令簿一部開示
- 〃 クロップス損失計算についての申入れ・記者会見
6. 3 カラ出張記者会見打合せ
- 4 秘書課食糧費（平成5年4月～6年10月）一部開示（新基準）
- 〃 カラ出張・秘書課食糧費についての記者会見
- 6 カラ出張等厳正捜査について最高検への申し入れ
- 7 仙台政商協例会（オンブズマンについて）
- 9 オンブズマン出版の件で打合せ（けやきの街）
- 10 大年寺山（対壳主）公判
- 11 会報発行打合せ
- 〃 タクシーチケット代の件で記者会見
- 12 石巻土木事務所旅費受領代理人普通預金通帳一部開示（平成5～7年度）
- 〃 県カラ出張調査結果発表・オンブズマン記者会見
- 〃 大年寺山弁護団会議
- 〃 知事交際費（5月分）・消防防災課消耗品費（平成6年度）開示請求
- 13 仙台市財政課食糧費（平成3、4年度）・ガス局清水会資料（平成3～6年度）一部開示
- 〃 市長交際費（5月）開示請求
- 〃 会報発行打合せ
- 16 オンブズマン出版の件で打合せ（けやきの街）
- 17 石巻土木事務所監査資料一部開示
- 18 議会についての検討会打合せ
- 〃 オンブズマン6月例会
- 20 会報「オンブズマン」No.4発行



# ご 報 告 と お 礼

タイアップグループ会長 伊藤智恵



夏を目前にし、皆様お元気でお過ごしでしょうか。本年度最後の会報を御届けいたします。

本年度も多くのご支援を頂き、ありがとうございました。

タイアップグループの加入会員数も着々と増加し、5月31日現在204人を数えるほどになりました。それに伴い、皆様から頂いた会費、協賛金もより有効により幅広く活用し、オンブズマンの活躍をしっかりとサポートできるようになりました。

まず、県のカラ出張問題では膨大な開示請求をしておりますが、高額なコピー代や集計分析費などの費用に頓着することなく、思う存分追及することができます。さらに、怪しい出張者への質問状を個人個人に発送するという新たな一手も講ずることができました。(集計分析、発送作業にお手伝い頂いた方々、本当にありがとうございました。)

一連の活動が広く認知されるにつれ、問い合わせや情報提供も増えてきました。ずっと自治研の電話を使わせていただいていたのですが、あまりの頻度にぜひ専用回線が必要ということで、オンブズマン専用電話(227-9900)・FAX(227-3267)

をそれぞれ新設しました。皆様からのご連絡も、この専用回線をご使用ください。

事務局のある自治研が年始早々に改装したのに際し、冷蔵庫を寄贈いたしました。白熱した議論や分析作業で疲れた体にしみわたるビールがたっぷり冷えており、オンブズマンのメンバーの士気昂揚に一役買っています。(皆様もどうぞお立ち寄り下さい。)

1月20日に北海道東北市民オンブズマンネットワーク結成集会、5月25日に全国市民オンブズマン連絡会議幹事会が仙台市で開かれ、タイアップグループが全面的にバックアップし、本組織の充実ぶりが注目されました。その結果、全国の監査委員のカラ出張の分析も仙台で行い、連絡会議の機関紙も瀬戸勝枝氏を編集長に、仙台で発行することになりました。

タイアップグループの役割は、このようにますます重要になり、全国的にも期待されています。新年度もさらに多くのご支援を下さいますよう、お願い申し上げます。なお、本年度の活動実績と新年度の活動方針については、7月6日の総会で詳細にご報告いたします。広い視野で建設的なディスカッションを積み重ね、さらに充実した市民運動に高めるためにも、多くの皆様にご参加いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

## オンブズマン・タイアップグループ総会案内

7月6日(土) かんぽヘルスプラザ仙台 仙台市青葉区上杉3-2-7  
Tel 711-7211  
○10:00~16:00 仙台市民オンブズマン今後の活動方針討議  
(タイアップグループ傍聴可)  
○16:00~17:00 オンブズマン総会 タイアップグループ総会  
○17:00~19:00 懇親会 会費6,000円(当日徴収)

## 会費納入先

七十七銀行本店(普通)  
6530010  
郵便局振込  
02290-6-8050  
仙台市民オンブズマン・  
タイアップグループ

## 仙台市民オンブズマン タイアップグループ会則

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会費：年10,000円  
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて隨時発行する。  
市民の為の公開講座などを開催する。  
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役員会：会長1名、副会長若干名  
会計 1名、会計監事 2名
- (6) 役員会：必要に応じて開催する。
- (7) 事務局：事務局長(オンブズマンの事務局次長が兼任する)  
事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて隨時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。